

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の場合は、翌  
日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認 (二件)

町の区域の変更 (二件)

救急病院の公表の一部改正

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業計画の適否の決定 (二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定

公有水面の埋立ての免許

鳥取県立倉吉体育文化会館の使用料の徴収事務の委託

◇ 正 誤 昭和五十五年十一月鳥取県告示第千五号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第九十五号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置 (昭和五十六年十月一日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
境港市昭和町九の一、二の二及び二の三と一体をなす国有地の地先	五、七四四・一五平方メートル
境港市昭和町九の一及び二の二と一体をなす国有地の地先	一、九〇三・五六平方メートル

### 鳥取県告示第九十六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>新たに生じた土地の位置（昭和五十六年十月一日現在の地番による。）</p>	<p>境港市上道町字神岬二二三〇の八、上道町字薩摩洋二二三〇の二、二二三〇の六、二二三〇の三、二二三〇の七、二二三〇の八及びこれらと一体をなす国有地、中野町字通天橋三二五八の三、三二五八の一七、三二五八の一九、三二五八の二二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで、中野町字富士見三二五二の二、三二五二の二六、三二五二の二八から三二五二の二九まで、三二五二の二五から三二五二の二七まで及び三二五二の三〇から三二五二の三三まで、福定町字八雲崎一八〇の二、一八〇の五、一八〇の二、一八〇の三、一八〇の四から一八〇の二〇まで、一八〇の二二及び一八〇の二六並びに福定町字笹津向一八四の六、一八四の九から一八四の二三まで、一八四の二五から一八四の二七まで及び一八四の三〇の地先</p>	<p>新たに生じた土地の面積</p>	<p>一六〇、五五五・三〇 平方メートル</p>
---	--	--------------------	------------------------------

<p>地、上道町字大敷濱二一九六の二、二一九九の三、二二〇〇の三、二二〇〇の三、二二〇〇の四の二及びこれらと一体をなす国有地、上道町字滄海二二〇七の五、二二〇八の四、二二一一の二、二二一二の三、二二一二の七及びこれらと一体をなす国有地、上道町字神岬二二二五の三、二二二五の九、二二二六の二、二二一九の五、二二二〇の八及びこれらと一体をなす国有地、上道町字薩摩洋二二三〇の二、二二三〇の六、二二三〇の三、二二三〇の七、二二三〇の八及びこれらと一体をなす国有地、中野町字通天橋三二五八の三、三二五八の一七、三二五八の一九、三二五八の二二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで、中野町字富士見三二五二の二、三二五二の二六、三二五二の二八から三二五二の二九まで、三二五二の二五から三二五二の二七まで及び三二五二の三〇から三二五二の三三まで、福定町字八雲崎一八〇の二、一八〇の五、一八〇の三、一八〇の四から一八〇の二〇まで、一八〇の二二及び一八〇の二六並びに福定町字笹津向一八四の六、一八四の九から一八四の二三まで及び一八四の二五から一八四の二七までの地先</p>	<p>一一三、〇三二・二〇 平方メートル</p>
---	------------------------------

鳥取県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町の名

同上の区域（昭和五十六年十月一日現在の地番による。）

昭和町

昭和町の全域並びに昭和町九の一、一二の二及び一二の三と一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町の名

同上の区域（昭和五十六年十月一日現在の地番による。）

上道町

上道町の全域並びに上道町字岬二二七七の二、二二七七の六から二二七七の二三まで及び二二七七の一五、上道町字瀬向二二七〇の八、二二七一の二、二二七一の八、二二七一の二〇、二二七一の一一、二二七四の二、二二七四の五、二二七四の九、二二七五の二、二二七五の五、二二七五の二六、二二七六の四及びこれらと一体をなす国有地、

中野町

上道町字川岸二一八四の一六、二一八四の一九、二一八五の九及びこれらと一体をなす国有地、上道町字白波二一八七の三、二一八八の六、二一八八の七、二一九一の五、二一九一の七、二一九二の五、二一九五の七及びこれらと一体をなす国有地、上道町字大敷濱二一九六の二、二一九九の三、二二〇〇の三、二二〇三の三、二二〇四の二及びこれらと一体をなす国有地、上道町字滄海二二〇七の五、二二〇八の四、二二一一の二、二二一二の三、二二一二の七及びこれらと一体をなす国有地、上道町字神岬二二一五の三、二二一五の九、二二一六の二、二二一九の五、二二二〇の八及びこれらと一体をなす国有地並びに上道町字薩摩洋二二二三の二、二二二四の六、二二三一の三、二二三一の七、二二三一の八及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地

福定町

中野町の全域並びに中野町字通天橋三二五八の三、三二五八の一七、三二五八の一九、三二五八の二二から三二五八の二七まで、三二五八の二九及び三二五八の三〇、中野町字広見灘三二五六の四、三二五六の六、三二五六の二二、三二五六の二四、三二五六の二五、三二五六の二七、三二五六の二九、三二五六の三一、三二五六の三二、三二五六の三五、三二五六の三六、三二五六の三九及び三二五六の四一から三二五六の四六まで並びに中野町字富士見三二五二の二、三二五二の一六、三二五二の一八から三二五二の二一まで、三二五二の二五から三二五二の二七まで及び三二五二の三〇から三二五二の三三までの地先の土地

福定町の全域並びに福定町字八雲崎一八〇二の二、一八〇二の五、一八〇二の一、一八〇二の三、一八〇二の一五から一八〇二の二〇まで、一八〇二の二三及び一八〇二の二六並びに福定町字笹津向一八一四の六、一八一四の九から一八一四の二三まで及び一八一四の二五から一八一四の三〇までの地先の土地

鳥取県告示第九十九号

昭和四十年三月鳥取県告示第百五十四号（救急病院の公表について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「医療法人共済会清水整形外科病院」を「医療法人共済会清水病院」に改める。

鳥取県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事	高橋 弘二	理事	吉田 勤
変更後	倉吉市長坂町四四九	変更前	倉吉市東鴨四六六
変更前	倉吉市東鴨四四九	変更後	倉吉市長坂町四六六

鳥取県告示第百一号

昭和五十六年十一月二十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（六反田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

昭和五十六年十一月二十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（船木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十三号

昭和五十六年十二月二十日付けで八束町から申請のあつた小畑地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八束町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字中津美奥七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養  
三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十七年一月二十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

淀江漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一番地七地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 淀江漁港東防波堤灯台(北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二分三九秒)から一六二度〇〇分二五四・〇〇メートルの地点(以下「A地点」という。)から一一度一〇分四一・五〇メートルの地点

- 2の地点 A地点から二二度四五分四〇・二〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から二八七度一五分二九・六〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から二九四度五〇分三五・二〇メートルの地点

面積 三五〇・七二平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一番地七地先公有水面及び陸域

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び才の地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 A地点から二六度一〇分五五・七〇メートルの地点
- イの地点 A地点から二一度四五分一七・四〇メートルの地点
- ウの地点 A地点から二五九度四五分二六・七〇メートルの地点
- エの地点 A地点から三〇五度一〇分六四・四〇メートルの地点
- オの地点 A地点から三五四度二〇分六六・九〇メートルの地点

(三) 面積

二、九八七・四五平方メートル

五 埋立地の用途  
漁港施設用地

鳥取県告示第六六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十五年十一月鳥取県告示第五号（解除予定の保安林について）  
中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十二 上 四 字乙提谷 字乙提谷